

静岡市国民健康保険条例の一部改正について

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条中「63万円」を「65万円」に改める。

第14条の6中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第23条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額とする。

2 当該年度において、第23条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に掲げる区分に応じそれぞれ同項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第4項の規定により端数を切り上げたときは、当該切上げ後の額）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「第14条の3（第14条の5において読み替えて準用する場合を含む。）」と、前項第1号中「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項において読み替えて準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。